

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4年 2月28日 (月) 午後1時30分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員 (10人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員 (1名)

4番 嶋田治仁

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第4号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第5	報告第5号 農地法第5条の規定による届出について
第6	議案第4号 賃貸借の合意による解約について
第7	議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
第9	議案第5号 津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について
第10	議案第8号 津別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 迫田 久
係 長 大矢根 健 一
行政専門員 五十嵐 正 美

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和4年第2回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議 長： みなさんこんにちは。第2回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。

2月にはいりまして、大雪も無くたまねぎの播種もはじまり、終盤を迎えている頃だと思えます。また明日から3月という事で、ビートの播種も始まろうとしていますが、今後安定した天気が続きます、産業まつり等続く様願いたいと思えます。また、コロナも来月6日まで蔓延防止という事で、自粛生活が続きますが、皆さんも十分注意して頂きたいと思えます。3回目のワクチンも始まりました。早く6波が落ち着き、元の生活が少しでも取り戻せるよう期待したいと思えます。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長： ただいまの出席委員は、10名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議 長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に3番上野委員、5番西原委員を指名いたします。

議 長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長： 続きまして日程第4 報告第4号「農地所有適格法人の要件確認結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第4号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。今回確認したのは、(株)工藤農場、(株)矢作農園、(株)津別ファームです。いずれも各要件を満たしている事を確認いたしました。要件については、次のページに記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第4号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第4号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議長

議長： 係長

事務局： 報告第5号「農地法第5条の規定による届出について」報告いたします。今回報告の案件は、1件です。

番号1

貸主 沼沢 ●●

借主 東京都 ●●

申出地 沼沢 ●● 公簿 牧場 現況 畑

面積 28,569㎡の内、15㎡ 契約種類 賃貸借

農振区域 農業振興区域 転用目的 電気通信事業の用に供する施設の建設
申請理由 該当付近における携帯電話サービスの品質向上を図る必要性が
認められるため。

該当地は次頁に航空写真を添付しております。ご覧ください。
説明は以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第5号について、ご意見ご質問ありましたらお願い
いたします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第5号については、報告のとおりご了承
願います。

議 長： 続きまして日程第7 議案第4号「賃貸借の合意による解約について」を
議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第4号「賃貸借の合意による解約について」を説明いたします。

番号3

賃貸人 幸町 ●●

賃借人 恩根 ●●

土地の所在 共和●● 外合計3筆 外合計3筆 地目 畑

合計面積 46, 246㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年2月1日 終期 令和5年12月31日

全契約地 46, 246㎡

合意が成立した日 令和4年2月8日

番号4

賃貸人 高台 ●●

賃借人 高台 ●●

土地の所在 高台●● 外合計5筆 地目 畑

合計面積 99, 699㎡の内、96, 000㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年1月1日 終期 令和7年11月30日

全契約地 96,000㎡ 合意が成立した日 令和4年2月14日

次頁以降に、航空写真を添付しておりますので、ご確認ください。
ご協議をお願いします。

議 長： 説明が終わりました。

これより、議案第4号の内、3番を先議いたします。

本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

【●●委員退席】

議 長： これより議案第4号の内3番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第4号の内3番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第4号の3番については原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員自席へ】

議 長； 続きまして、議案第4号の4番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第4号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第7 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

所有権

番号6

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 恩根 ●●

土地の所在 共和●● 地目 公簿・現況 畑

面積 46, 246㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 2, 023, 176㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効活用のため

譲受人 農地の経営規模拡大、効率化のため

番号7

譲渡人 高台 ●●

譲受人 高台 ●●

土地の所在 高台●● 外合計 3筆 地目 公簿・現況 畑

合計面積 99, 699㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 415, 168㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効活用のため

譲受人 農地の経営規模拡大、効率化のため

番号8

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 高台 ●●

土地の所在 豊永●● 外合計 2筆 地目 公簿・現況 畑

合計面積 647㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買
土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格●●円
10a ●●円 移転後経営面積 210,941㎡
申請理由 譲渡人 譲受人の希望による
譲受人 営農上必要なため

番号9

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 達美 ●●

土地の所在 美都●● 1筆 地目 公簿・現況 畑
面積 1,577㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買
土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円
10a ●●円 移転後経営面積 303,177㎡
申請理由 譲渡人 譲受人の希望による
譲受人 営農上必要なため

番号10

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 大昭 ●●

土地の所在 大昭●● 1筆 地目 公簿・現況 畑
面積 629㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買
土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円
10a ●●円 移転後経営面積 347,621㎡
申請理由 譲渡人 譲受人の希望による
譲受人 営農上必要なため

番号11

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 上里 ●●

土地の所在 美都●● 1筆 地目 公簿・現況 畑
面積 737㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買
土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円
10a ●●円 移転後経営面積 260,804㎡
申請理由 譲渡人 譲受人の希望による
譲受人 営農上必要なため

番号12

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 最上 ●●

土地の所在 最上●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 1,330㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 769,809㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望による

譲受人 営農上必要なため

番号13

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 大昭 ●●

土地の所在 大昭●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 2,952㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 605,051㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望による

譲受人 営農上必要なため

番号14

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 相生 ●●

土地の所在 相生●● 外合計 4筆 地目 公簿・現況 畑

合計面積 2,757㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 595,562㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望による

譲受人 営農上必要なため

番号15

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 豊永 ●●

土地の所在 豊永●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 962㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 372,469㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望による
譲受人 営農上必要なため

番号16

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 達美 ●●

土地の所在 達美●● 外合計 4筆 地目 公簿・現況 畑

合計面積 1,691㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 345,030㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望による

譲受人 営農上必要なため

番号17

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 相生 ●●

土地の所在 相生●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 4,126㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 734,198㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望による

譲受人 営農上必要なため

番号18

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 豊永 ●●

土地の所在 豊永●● 外合計 2筆 地目 公簿・現況 畑

合計面積 2,080㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 974,339㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望による

譲受人 営農上必要なため

番号19

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 美都 ●●

土地の所在 美都●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 912㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円
10a ●●円 移転後経営面積 601,790㎡
申請理由 譲渡人 譲受人の希望による
譲受人 営農上必要なため

番号20

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 木樋 ●●

土地の所在 木樋●● 1筆 地目 公簿・現況 畑
面積 2,240㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買
土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円
10a ●●円 移転後経営面積 1,970,342㎡
申請理由 譲渡人 譲受人の希望による
譲受人 営農上必要なため

番号21

譲渡人 幸町 ●●

譲受人 高台 ●●

土地の所在 高台●● 外合計2筆 地目 公簿・現況 畑
合計面積 1,538㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買
土地引渡し時期 令和4年3月1日 価格 ●●円
10a ●●円 移転後経営面積 731,740㎡
申請理由 譲渡人 譲受人の希望による
譲受人 営農上必要なため

賃貸借

番号22

貸主 双葉 ●●

借主 双葉 ●●

土地の所在 双葉●● 1筆 地目 公簿 現況 畑
面積 4,238㎡の内、3,000㎡
利用状況 普通畑 契約種類 賃借権
始期 令和4年3月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a ●●円
設定後事業面積 1,081,156㎡
申請理由 貸主 農地の有効活用のため
借主 農地経営規模拡大、効率化のため

番号23

貸主 布川 ●●

借主 大通 ●●

土地の所在 布川●● 外合計 8筆 地目 公簿 現況 記載の通りです。

合計面積 58,906㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和4年3月1日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 10a ●●円

設定後事業面積 107,790㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農地経営規模拡大、効率化のため

番号24

貸主 大昭 ●●

借主 大昭 ●●

土地の所在 大昭●● 外合計 11筆

地目 公簿 現況 記載の通りです。

面積 109,104.37㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和4年3月1日 終期 令和8年12月31日

借賃 ●●円 10a ●●円

設定後事業面積 810,146.37㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農地経営規模拡大、効率化のため

次頁以降に法第3条に係る調査書、該当地の写真で添付しております。
ご確認ください。説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第6号の内6番について、先議いたします。
本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は
議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

【●●委員退席】

議 長： これより議案第6号の内6番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第6号の内6番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第6号の6番については原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員自席へ】

議 長： 次に、議案第6号の内7番から19番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第6号の内7番から19番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第6号の内7番から19番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第6号の内20番について、質疑を行います。
本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

【●●委員退席】

議 長： これより議案第6号の内20番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第6号の内20番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第6号の内20番については原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員自席へ】

議 長： 次に議案第6号の内21番から23番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第6号の内21番から23番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第6号の内21番から23番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第6号の内24番について、質疑を行います。
本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

【●●委員退席】

議 長： 議案第6号の内24番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第6号の内24番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第6号の内24番については原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員自席へ】

議 長： 続きまして日程第8 議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。

番号1

申請者 大昭 ●●

申請地 大昭 ●● 公簿・現況 畑

面積 23,938㎡の内、915㎡

区分 農業振興区域（用途変更申請中）転用目的 農機具庫建設

申請理由 既存の農機具庫が手狭となったことから、新たに農機具庫を建設するため。

番号2

申請者 沼沢 ●●

申請地 沼沢 ●● 公簿 牧場 現況 畑

面積 28,569㎡の内、1,903.57㎡

区分 農業振興区域（用途変更申請中）転用目的 牛舎の建設

申請理由 既存の牛舎の老朽化が進み、申請地において新たに規模を拡大し建設するため。

該当箇所の航空写真及び審査表を次頁から添付しております。

いずれも条件を満たしており、転用は「可」と判断した内容になっております。説明は以上です。ご協議お願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第7号の内1番について、先議いたします。本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

【●●委員退席】

議 長： これより議案第7号の内1番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終結します。
これより議案第7号の内1番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第7号の内1番については原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員自席へ】

議 長： 次に、議案第7号の内2番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終結します。
これより議案第7号の内2番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第7号の内2番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして、日程第9 議案第5号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第5号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」説明いたします。

番号1

所在地 大昭●● 公簿・現況 畑

面積 23,938㎡の内、915㎡ 用途区分 農用地区域

変更内容 変更 変更理由 農機具庫建設

申請者 大昭 ●●

番号2

所在地 沼沢●● 公簿 牧場 現況 畑

面積 28,569㎡の内、1,903.57㎡ 用途区分 農用地区域

変更内容 変更 変更理由 牛舎の建設

申請者 沼沢 ●●

番号3

所在地 沼沢●● 公簿 牧場 現況 畑

面積 28,569㎡の内、15㎡ 用途区分 農用地区域

変更内容 除外 変更理由 電気通信事業の用に供する施設建設

申請者 東京都 ●●

該当箇所の航空写真を次頁から添付しております。

説明は以上です。ご協議お願いいたします。

議長： 説明が終わりました。議案第5号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第5号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第10 議案第8号「津別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議長： 事務局係長

事務局： 議案第8号「津別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき自治体ごとに策定されているもので、おおむね5年ごとに、その後の10年間の目標とすることとされております。

津別町では、前回の見直し（平成29年1月策定）から5年が経過したことから、今般、令和12年度を目標年度として所要の見直しが行われたところで

す。この見直し内容については、北海道知事の同意を得るため町長より意見を求められたことから、今回の総会に付議するものです。

農政係が作成を担当しております。

議案と一緒に配布いたしました「構想（案）」と記載の該当頁とを見比べながらご覧ください。変更内容は記載の通りです。

説明は以上です。なお、本総会で協議された内容については「意見書」として町に提出いたします。ご協議についてお願いいたします。

議長： 説明が終わりました。これより議案第8号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第8号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第8号について原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 14時 25分)